



# ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

No.48

2023. 7. 10

発行

## 第 21 回定時総会を開催しました



【木村 豊 理事長】

消費者ネット広島「第 21 回定時総会」が、6 月 17 日（土）14 時 40 分より、広島弁護士会館 2 階会議室にて開催されました。コロナ禍で培った“オンライン技術”も活用してハイブリッド式での運営となりました。賛助会員も含め、会場出席 26 名、書面出席 99 名（Web 参加 14 名含む）、委任出席 11 名の計 136 名の参加で行われました。

総会は木村豊理事長の開会挨拶に続き議長選出に入り、正会員の仲田誠一さんを選出。続いて議長より書記の任命、議事録署名人の指名ののち、議事が開始されました。

第 1 号議案「2022 年度事業報告及び活動決算」について、佐藤第一郎事務局長より提案説明のあと、福島守監事より監査報告がされ、特に質疑なく議長採決を諮ったところ、賛成多数で承認されました。

続いて第 2 号議案「2023 年度事業計画及び活動予算」について渡辺事務局より提案説明され、特に質疑応答なく採決の結果、賛成多数で承認されました。

今年度は役員改選期にあたり、第 3 号議案として「役員選任の件」について木村理事長より候補者名簿の理事 14 名、監事 2 名の一括承認について提案があり、賛成多数で承認されました。選任された役員一同、就任を承諾しました。

以上、すべての議案が賛成多数で承認され、議長降壇のあと、司会者が総会の閉会を宣言した後、会場内で新役員による理事会を行い、理事長に木村豊（再任）、副理事長に宮永文雄（再任）がそれぞれ互選されました。

### 【新役員体制】

留	理事長	木村 豊	弁護士	留	理事	長井 貴義	弁護士
留	副理事長	宮永 文雄	広島大学大学院教授	留	理事	中谷 耕策	司法書士
留	理事	石原 福子	消費生活相談員	留	理事	根石 英行	弁護士
留	理事	岡本 みどり	消費生活相談員	留	理事	風呂橋 誠	弁護士
留	理事	栗林 克行	行政書士	留	理事	山本 一志	弁護士
留	理事	佐々木 真朱実	生協ひろしま理事				
新	理事	重信 均	生協ひろしま常勤理事	留	監事	福島 守	広島県生協連事務局長
新	理事	高田 美香	消費生活相談員	新	監事	藤田 進	司法書士
留	理事	寺本 ひとみ	消費生活相談員				

### 【退任役員】

横山 弘成さん（前 生協ひろしま理事長） 三好 禎子さん（元 生協ひろしま職員）  
川手 三枝子さん（消費生活相談員）

多大なご貢献、本当にありがとうございました。

## 広告とそのルール、広告を見る時の注意点について学びました

総会記念講演として、「身につけたい!広告を見るチカラ」というテーマで、公益社団法人 日本広告審査機構(JARO)審査部の鶴田亜矢子さんを講師に迎え、記念講演を開催しました。

昨年度同様、オンラインによる開催を企画し、講師の鶴田先生もZOOMによる配信による講演をしていただきました。

「景品表示法」「医薬品医療機器等法」「特定商取引法」など法律の基礎知識、インターネット上の広告における現状など具体的な事例を紹介いただきながら、通販などのトラブルの実態や被害に遭わないための注意点などについて、分かり易くお話いただきました。



新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM



インターネット上の広告、メール

※イラストは講演資料より抜粋

### 退任理事からの思いを込めて



#### 左から

横山 弘成さん  
(前 生協ひろしま理事長)  
川手 三枝子さん  
(消費生活相談員)  
三好 禎子さん  
(元 生協ひろしま職員)



### ◆学習と広報を広げていくことが必要!

横山 弘成 (前 生協ひろしま理事長)

一期二年でしたが、副理事長として関わらせていただきました。短い期間ではありましたが、お世話になりありがとうございました。消費者をめぐる問題で社会的に問題となっている事案が氷山の一角であり、普段の暮らしに忍び寄っている身近な問題は数多くあることをこの2年間で学ばせていただき、改めて学習と広報を広げていくことが必要だと実感しました。

生協の組合員はもちろん、もっと多くの消費者の方々に消費者ネットの取り組みをお知らせし、関心を持っていただく取り組みをこれからも微力ながら進めていきたいと思っています。

これまで学習会や相談活動に関わっていただき、問題解決にご尽力いただいた全ての皆さまに感謝を申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、個人として消費者ネットの活動にも微力ではありますが関わる機会を持てればと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。2年間本当にありがとうございました。

## ◆消費者問題にアンテナを張り巡らしながら、消費者・生活者としての生活を大切にしたい！

川手 三枝子（消費生活相談員）

2004年から消費者ネット広島の活動に参加しました。活動のきっかけは、岡本理事からの誘いでした。故廣島先生に命名していただいた岡本理事と私のOKコンビですが、元気そのものだったコンビも、順調(?)に成長し、半分元気な高齢コンビとなりました。岡本理事は消費者ネット広島に残り、もう一働きも二働きもしてくれるでしょうが、私は一足先に理事を退任することとしました。

私が活動に参加した当時は、適格消費者団体としての認定を受けようと、当団体はエネルギーに満ちていました。2008年に全国で5番目、地方で最初の適格消費者団体としての自負をもち、地道な活動を続けてきました。そして今まさに消費者被害回復の行える特定適格消費者団体の認定を受けるべく準備をしており、新しいエネルギーが必要となりました。メンバーの若返りと今後の活躍を祈念し、応援する側に回ります。

事業者への申し入れ前の検討や訴訟提起にあたり、消費生活相談員とは異なる弁護士の視点は、大変勉強になりました。しかし、振り返ってみて最も印象に残っているのは、第11回定時総会の記念講演会で講演された当時の阿南久消費者庁長官が、総会後の懇親会で言われたことです。「気分が落ち込んだら、焼き肉食べてカラオケします。」「マニキュアをするとテンションが上がります。1万円かかりますけどね。」確かに、阿南さんの指先はキラキラ輝いていました。自分なりのテンションの上げ方をいまだに模索している私です。



【第11回定時総会記念講演 阿南 久さん】

これからは、長年消費者相談や消費者活動に関わってきた者として、消費者問題にアンテナを張り巡らしながら、消費者・生活者としての生活を大切にしたいと考えています。

会員の皆さま、理事・検討委員の皆さまのお力添えで活動できましたことを感謝し、消費者ネット広島のますますの発展を願って退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## ◆20 数年間、多くの事を学びました！ 感謝！！

三好 禎子（元 生協ひろしま職員）

1985年当時、法律事務所の事務員をしていました。靈感商法等で壺や多宝塔を買わされたという相談が相次いでおり、消費者問題に取り組む若手の弁護士さんも多く、勉強会等もよく取組まれていました。その様な中で、消費者市民ネットワークが組織され、2003年に適格消費者団体消費者ネット広島が創立されました。創立に当たり、島根県の廃屋に等しい温泉付旅館(営業不可の所)で管理者の方に鍵を借りて合宿しました。ふくろうニュースのキャラクターを決めるのに夜を徹して語合いました。



【開設当時のパンフレット】

故廣島弁護士の発案で“みはる”“まもる”が提案され、改良に改良を重ね、会員の力も借りて現在のキャラクターが生まれました。2007年の広島市消費者展で市民の方へのお披露目も兼ねて塗絵をしました。大勢の子どもさんたちが夢中になって思うがままのクレヨンで色彩豊かな色を塗り、かべに貼り出し、行き交う市民も楽しそうに見入っておられました。塗絵を塗られる子どもさ

んを見守られるお父さん、お母さん方々がまるでキャラクターのふくろうの“みはる”“まもる”にそっくりでした。

特定適格消費者団体認定申請が、一日でも早く提案出来るよう会員の皆さまと想いをひとつにして、力を併せすすめていきましょう。

消費者ネット広島の益々のご発展を願い共に広める取組みを強められ、消費者被害が未然に防げるよう精進して下さることをお祈り致します。

20 数年間、立ち上げから今日まで多くの事を学ばせていただき有り難うございました。

また、支えて下さった会員の皆様にも厚くお礼を申し上げます。これからも一会員として何かのお役に立てればと思います。

## ★活動の源は、皆様からの会費と情報です!

### 活動の源① 会費納入のお願い

正会員は 2000 円 賛助会員は 1000 円

NPO法人は会員の皆様からの会費や寄付金を資金に活動を行っています。

毎年、年度初め（今年度は総会議案書に振込用紙等を同封）に会費納入のお願いをしています。

今回、**7月10日現在**でまだ会費を振り込んでいただけていない会員の皆さんに、振込用紙を同封させていただきました。恐れ入りますが、引続き会員として、消費者ネットの活動を支えていただける方は、ぜひとも会費納入をお願いいたします。（なお、すでに振込済み等の行き違いがありましたら、ご容赦ください。）

### 活動の源② 情報提供のお願い

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行なう活動の源は、皆様からの情報提供です。

「契約書の条項が、消費者にとって一方的に不利な内容だ」チラシやネット広告が「おおげさだ」「実際とは違う」「わかりにくい」など、消費者目線で「変だな」と思ったら、是非、情報提供を!!

**皆様のご協力、お願いいたします。**

### ●事務所はこちら



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定  
適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室  
TEL: **082-962-6181** FAX: **082-962-6182**  
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>